農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令

（農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令の一部改正）

**第一条**　農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成五年大蔵農林水産省令第一号）の一部を次のように改正する。

第五十七条の四第一号中「第五十七条の七第四号に」を「第五十七条の七第四号イからチまでのいずれにも」に改め、同号の次に次の一号を加える。

一の二　個人である申請者（準用銀行法第五十二条の三十七第一項に規定する申請者をいう。以下この号及び第二号の二において同じ。）の婚姻前の氏名を当該申請者の氏名に併せて申請書（同項の申請書をいう。同号において同じ。）に記載した場合において、前号の住民票の抄本又はこれに代わる書面が当該申請者の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

第五十七条の四第二号中「書面を含む。」を「書面」に、「登記事項証明書を含む。」を「登記事項証明書」に、「第五十七条の七第五号に」を「第五十七条の七第五号イからハまでのいずれにも」に、「第五十七条の七第四号イからチまで」を「同条第四号イからチまで」に改め、同号の次に次の一号を加える。

二の二　法人である申請者の役員の婚姻前の氏名を当該役員の氏名に併せて申請書に記載した場合において、前号の住民票の抄本又はこれに代わる書面が当該役員の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

第五十七条の四第八号中「の会社法」を「の同法」に改める。

第五十七条の三十五第三項第三号中「又はこれに代わる書面（役員が法人である場合には、当該役員の登記事項証明書）」を「（役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書）又はこれに代わる書面」に改め、同項中第八号を第九号とし、第四号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四　役員の婚姻前の氏名を当該役員の氏名に併せて法第九十二条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の六十三第一項の指定申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該役員の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

別表第一役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）の変更の項添付書類の欄第三号イ及びロ中「を含む。」を削り、同号中ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ　婚姻前の氏名を、氏名に併せて第五十七条の九の届出書に記載した場合において、ロに掲げる書面が当該婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

別表第一所属組合の変更の項記載事項の欄第一号ロ中「、所在地」を「及び所在地」に改め、同欄第二号中ニをホとし、ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ　当該再委託を受けて特定信用事業代理業を行う営業所等の名称及び所在地

別表第一特定信用事業代理業者である法人の子法人等又は当該子法人等若しくは子法人等の変更の項届出事項の欄中「当該子法人等の」を「特定信用事業代理業者である法人の」に、「子法人等の変更」を「当該親法人等の子法人等（当該特定信用事業代理業者である法人を除く。）の変更」に改め、同項記載事項の欄中「当該子法人等の」を「当該」に、「若しくは子法人等」を「若しくは当該親法人等の子法人等（当該特定信用事業代理業者である法人を除く。）」に改める。

（漁業協同組合等の信用事業等に関する命令の一部改正）

**第二条**　漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（平成五年大蔵農林水産省令第二号）の一部を次のように改正する。

第五十条の四第一号中「第五十条の七第四号に」を「第五十条の七第四号イからチまでのいずれにも」に改め、同号の次に次の一号を加える。

一の二　個人である申請者（準用銀行法第五十二条の三十七第一項に規定する申請者をいう。以下この号及び第二号の二において同じ。）の婚姻前の氏名を当該申請者の氏名に併せて申請書（同項の申請書をいう。同号において同じ。）に記載した場合において、前号の住民票の抄本又はこれに代わる書面が当該申請者の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

第五十条の四第二号中「書面を含む。」を「書面」に、「登記事項証明書を含む。」を「登記事項証明書」に、「第五十条の七第五号に」を「第五十条の七第五号イからハまでのいずれにも」に、「第五十条の七第四号イからチまで」を「同条第四号イからチまで」に改め、同号の次に次の一号を加える。

二の二　法人である申請者の役員の婚姻前の氏名を当該役員の氏名に併せて申請書に記載した場合において、前号の住民票の抄本又はこれに代わる書面が当該役員の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

第五十条の四第八号中「の会社法」を「の同法」に改める。

第五十条の三十五第三項第三号中「又はこれに代わる書面（役員が法人である場合には、当該役員の登記事項証明書）」を「（役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書）又はこれに代わる書面」に改め、同項中第八号を第九号とし、第四号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四　役員の婚姻前の氏名を当該役員の氏名に併せて法第百二十一条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の六十三第一項の指定申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該役員の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

別表第二役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）の変更の項添付書類の欄第三号イ及びロ中「を含む。」を削り、同号中ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ　婚姻前の氏名を、氏名に併せて第五十条の九の届出書に記載した場合において、ロに掲げる書面が当該婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

別表第二所属組合の変更の項記載事項の欄第一号ロ中「、所在地」を「及び所在地」に改め、同欄第二号中ニをホとし、ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ　当該再委託を受けて特定信用事業代理業を行う営業所等の名称及び所在地

別表第二特定信用事業代理業者である法人の子法人等又は当該子法人等若しくは子法人等の変更の項届出事項の欄中「当該子法人等の」を「特定信用事業代理業者である法人の」に、「子法人等の変更」を「当該親法人等の子法人等（当該特定信用事業代理業者である法人を除く。）の変更」に改め、同項記載事項の欄中「当該子法人等の」を「当該」に、「若しくは子法人等」を「若しくは当該親法人等の子法人等（当該特定信用事業代理業者である法人を除く。）」に改める。

（農林中央金庫法施行規則の一部改正）

**第三条**　農林中央金庫法施行規則（平成十三年内閣府農林水産省令第十六号）の一部を次のように改正する。

第百二十条第一号中「第百二十三条第四号に」を「第百二十三条第四号イからチまでのいずれにも」に改め、同号の次に次の一号を加える。

一の二　個人である申請者（準用銀行法第五十二条の三十七第一項に規定する申請者をいう。以下この号及び第二号の二において同じ。）の婚姻前の氏名を当該申請者の氏名に併せて申請書（同項の申請書をいう。同号において同じ。）に記載した場合において、前号の住民票の抄本又はこれに代わる書面が当該申請者の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

第百二十条第二号中「書面を含む。」を「書面」に、「登記事項証明書を含む。」を「登記事項証明書」に、「第百二十三条第五号に」を「第百二十三条第五号イからハまでのいずれにも」に、「第百二十三条第四号イからチまで」を「同条第四号イからチまで」に改め、同号の次に次の一号を加える。

二の二　法人である申請者の役員の婚姻前の氏名を当該役員の氏名に併せて申請書に記載した場合において、前号の住民票の抄本又はこれに代わる書面が当該役員の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面